時事新報

讀ジヤパンメール新聞

今を距ること凡七週前時事新報が御用商人と題して今の御用商人なる者は目下樣々の便利を得て得意あるが如くなれども本來商賣競爭の外に居て得難きの利を容易に得るものなれば斯る商賣の奇相は永久を可きにあらず又その本人の爲めに謀りても餘り香しき事にあらず人の知らざる所に心配も多し入費も少なからざることあれば何卒官の蔭に倚るまとあくして獨立の日本商人たる可しと忠告の體にて一編を揭げたりしに昨日に至り橫濱發兌のジヤパンメール新聞は之を評して時事の說は甚だ力ある忠言なれども凡ろ爰に商人と官邊あるものゝあらん限りは此言に從ふ者ある可きや甚だ疑ふ可し好しや斯る空漠たる道理に從て商人等が政府の庇蔭を辭することありとするも甲去り乙來りて御用商人の新陳交代さるに過ぎざる可し又或は世にあらゆる商人が政府に近づくことなきに至らば政府ハ商人の同盟に由て窘しめらるゝこともある可しと說を立てられたり我輩みの評論を一讀するに政府と商人とあらん限り御用商人の止むことなかる可しとは甚だ謂れなきにあらず我日本のみに限らず歐米諸國の政府に於ても其商人との關係は或ハ我日本國に似るものもあらんメール新聞も其弊と知らざるには非ざれども人間世界の大勢みを如何ともす可らずと觀念して恕したるみとあらん能く人情に通じたる言にして我輩も正面より一概に異存と張るものにあらず然りと雖ども今の日本の御用商人と官邊との關係は至極入組たるものにして我輩の敢て言ふと好まざる所あれどもメール新聞は畢して能く其實を詳にまて然る後に尋常一樣の人情論に訴へ之と如何ともす可らずとして觀念したるものか我輩の聞かんと欲する所なり之を喩へば病に治療と施そが如し輕症の胃弱れ如きは先づ普通の病として傍より强ひて療法を忠告するにも及ばず云はゞ大目に見て捨置く可しと雖も其病症の稍や重くして深きものに就ては假令へ忠言の容れられざるを知るまでも一應ハ之を試みざるを得ず遂に我輩が空漠たる理窟と吐くとまで評論せられたる由緣にして畢竟我輩が國を思ふの婆心商賣上の病症と重く觀たるみメール新聞は輕く診斷したるの相違あるのみ又メール新聞の說に商人が政府の庇蔭を辭するまとあるも甲去り乙來るに過ぎずとは是れも或は然らん同病と治したりとて或は再發することもあらんと雖ども左ればとて我輩は人の現在の病と見ながら其再發と見越して施療と斷念するまと能はず畢竟時事新報の愚直にして此邊は只管メール新聞の諒察と乞ふのみ又メール新聞は世にあらゆる商人が政府に遠ざかりさらば政府は商人の同盟に窘しめられんとの先見なれども世に御用商人あければとて日本の商人は政府の怨敵みあらず苟も實買に利益の見る可きあらば政府に對ゑて之を賣り又これを買ふまとを勉め商人社會自から競爭を生じ以て實買の本色を呈するに至る自然の道理にしてメール新聞の先見誠は中らざることな[illegible]今日本の商人少なきと雖ども合して一體れ商業[illegible]に至りて[illegible]く賣り安く買ふが如れ好手段[illegible]可[illegible]て少數の商人[illegible]かふんは[illegible]一黨は我輩[illegible]くメ[illegible]設するものなり

官報

○大藏省令第十六號
十錢紙幣交換期限ノ儀本月三十一日限リノ處來二十一年六月三十日迄延期ス依テ右期限內ニ於テ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ交換方申出ヘシ
明治廿年十二月十四日　大藏大臣伯爵松方正義

○文部省告示第十三號
明治十九年(十二月)文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校高等女學校敎員免許規則ニ依リ來明治二十一年四月撿定方施行スヘキニ付撿定ヲ受ケント欲スルモノハ同年一月三十一日マテニ右願書等ヲ地方廳ニ差出シ地方廳ニ於テハ二月二十九日マテニ當省ニ差出スヘシ
明治廿年十二月十四日　文部大臣子爵森有禮

○訴訟件數　本年十一月中大審院及東京控訴院、同始審裁判所、同管內各治安裁判所の訴訟件數ハ大審院民事舊受二百九十一件、新受二十六件、內既裁五十八件、刑事舊受百六十四件、新受二百四十八件、內既裁百八十九件なり、東京控訴院民事舊受二百六十六件、新受六十六件、內既裁九十四件、刑事舊受二十件、新受三十七件、內既裁二十二件なり、東京始審裁判所民事舊受二百四十一件、新受百二十九件、內既裁百三十六件、刑事豫審舊受五十五件、新受六十五件、內既裁六十五件、公判舊受五十五件、新受三百三十一件、內既裁三百三十二件なり、同管內各治安裁判所民事舊受七百十四件、新受五百十四件、內既裁六百四十九件、刑事新受一件、既裁一件、勸解舊受千八百六十五件、新受二千四百六十七件、內既裁二千二百八十二件あり

○軍艦發着　筑波艦は去る十一日メキシコのアカプルコ港へ投錨明十五日同所拔錨の筈なり

(以上本年十二月十四日官報)

雜報

○前田愛熊氏　農林學校長前田獻吉氏の令息前田愛熊氏ハ留學の爲め昨日橫濱發の便船にて獨逸に赴きたるよし

○府會議員の改撰　麻布區にては議員笠井庄兵衞氏が滿期に付一昨日同區役所に於て右補欠撰擧會を開きたるに笠井氏が高點にて再び撰擧されたりと

○神道說敎　去る十一日麴町區上二番町の出雲大社出張所に於て神道各敎管長集會して祭事を執行し午後一時より說敎あり講師は平山大成敎管長、芳村神習敎管長、森下黒住敎副管長、大成敎の地引敎正、大社敎の竹崎敎正、天津講義等にて千家大社敎管長の說敎もある筈ありしが當日は鳥尾得庵居士の臨時演說ありしが爲め夫れにて終り更に今十五日を以て同管長の說敎あるよしなり

○シカゴ府無政黨の葬式　曩に殺人犯の罰を受けて處刑になりたる米國シカゴ府の無政黨オーガスト　スパイス、エ　アール　パアソン、アドルフ　フヰスナル、ジヨージ　エンゼル及びロイス　リング五名の葬式は去る十一月十三日に營む都合にて通常れ葬式には素より府知事の許可を受るみとを要せざれども今回は罪人のことなれば右五名の家族及び朋友より其撰を受けさる埋葬委員より府知事に歎願して特別に其許可を受けたるが埋葬地ハ同府より十里も隔りて頗る寂寞ある場所にて葬式の行列には旗を建るまとも樂を奏するみとも禁せられたりとシカゴ府十一月十二日發の報に見ゆ

○橫濱商業新報　從來橫濱にて發刊せし橫濱貿易新報ハ改良の計畫ありて此程一時休刊せしが其準備も悉皆整頓せし由にて橫濱商業新報と改題し紙幅は從前に倍し記事も種々の改良を加ふる筈にて兩三日前其筋へ出願したりと云へば近々れ內發刊となるならん

○北海道製麻會社　は追々其創立れ計畫も捗取り已に札幌に其本社を設置するの運びに至りさると以て是迄日本橋區濱町三丁目に設けありたる創立事務所を廢し今度更に箱崎町三丁目ゑ出張所と置き當分同所にて府下に關する事務と取扱ふ事となり此の程創立委員澁澤喜作氏等より其旨屆出でさるよし

○馬鈴薯、甘藷の兩澱粉　右兩品に付今度其筋ゑて大坂府下の使用及輸出入先を取調べしみ馬鈴薯と大坂に輸入する重なる製產地は、北海道渡嶋郡、下總國千葉郡上野國吾妻郡、相模國三浦郡等ゑして其品位と區別せば渡嶋產一等下總相模二等吾妻郡產を三等とを此等は俗にカタクリと唱へ大坂に於ては菓子粉又蒲鉾に混じて使用し代價は一等より三等迄平均一貫目に付廿一錢五厘輸入高の總計は不明なれども輸入の十分の四ハ大坂府下に使用し其三ハ西京、其三ハ各地に再輸出し西京に於ては重ゑ之を西陣織物の糊に用ふる由又甘藷澱粉は通稱芋葛又芋粉と唱へ製產地は重に下總國千葉郡今井村又は上州あり使用は西京にて同織物糊大坂に於ては菓子蒲鉾の材料とす代價平均一貫目に付十五錢再輸出は馬鈴薯と大同小異なり右兩品とも將來需用の增加を來し販路益々開け行く景況なれども近頃價格れ騰貴したるが爲め聊か不捌の商勢と現はし居れりと云ふ

○流行木材の景況　近頃府下にて上等の檜杉の柾杯と稱ふる日本風の建築に供用する木材類は賣行不味れ商況あるは畢竟目下築造の多きも概ね洋式に傾きたるに由るべし殊に槻に勢力を博せられたる模樣にして近來迄一才ゑ付一匁二分位磐城產槻は目下二匁內外迄引上げたり又昨今仙臺地方より日本橋區檜物町河岸なる木村材木商店に積送りし長十三四間本口三尺內外の松材數十本は賣口手違き大材なれども大厦建築の流行に伴れて產地ハ一層强氣ありと右等の松材ハ尺締一圓に付二分五厘の高位を占め尾州上等の檜材の右に出でたる相場なるは近來稀れなる變動あり又紫檀も近來先行惡しく此程輸入の印度產は百斤に付三枚八分の由なるが二三箇月以前に比すれば三圓方の安直なり黒檀は造作向きゑ捌け能く二圓方を引締めたり又小笠原嶋の椰子は此程れ便船よ𛀁一寸五分方引緩め桑も一才十八錢位ありしも目下八錢內外れ下落に向ひさりと

○松竹梅盆栽飾付　追々新年一月も近寄り昨今諸方の緣日には鉢植の梅花が第一に客の足を留る景氣なるが府下駒込植木屋社中は明後十七日より二十五日迄團子坂にて風景佳絕ある藪蕎麥の座敷へ新年の賑めに供すべき早咲の鉢梅や松竹梅植込の鉢其外諸盆栽を陳列し一々定價を附して廉價に賣捌くとの事なり最も[illegible]の品は府下なれば直に配達をもなすよし

○日本郵船會社の總會(前號議案の續き)
議案中○○點を付したるは新に加へさる文字又括弧內にあるハ删除せしものなり

日本郵船會社臨時總會第三號議案
利益配當期限ノ儀ニ付請願ノ件
現行命令書第二十九條ハ左ノ如シ
第二十九條　其會社ノ損益計算及ヒ業務ノ實況ハ每年十二月株主總會ニ於テ之ヲ報告シ且利益金ノ配當ヲ爲スヘシ
之ヲ左ノ通改正アランコトヲ本會ノ議決ヲ經テ政府ニ請願セントス
新案
第○二○十○九○條○　其○會○社○ノ○損○益○計○算○及○ヒ○業○務○ノ○實○況○ハ○每○年○十○二○月○株○主○總○會○ニ○於○テ○之○ヲ○報○告○ス○ヘ○シ○但○利○益○金○配○當○ハ○每○年○六○月○十○二○月○ノ○兩○度○ニ○於○テ○ス○ヘ○シ○六○月○ハ○年○八○步○ノ○割○合○ヲ○以○テ○ス○ヘ○シ○

第三號議案說明　凡營利
期配當ヲ以テ通例トナセリ
算ヲ遂ルコト能ハストモ雖ヒ配當
勿論ナレハ强テ之ヲ一周年
ルコトナシ依テ之ヲ二回ニ分
八步ノ半ハヲ配當シ十二月
配當スルモノトシ以テ株主
ニ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本郵船會社臨時總會第四號
資本金償却ノ件
本社株金一千百萬圓ノ處今後
認許ヲ得テ漸次八百八十萬圓
會ノ議決ヲ請フ
第四號議案說明　本社
キニ過クルノ事實アリ依テ現
後積金ノ餘裕及ヒ營業純益
圓ニ至ルヲ極度トシ漸次償却
有者ノ承諾ヲ得テ原價ヲ以
入命令書第二條但書ニ依リ其
施スヘシ然ルトキハ其償却ス
レテ本社ノ負擔ヲ輕減シ結果
依テ定款第十條第二項ニ從
ニ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本郵船會社臨時總會第五號
命令書改正ニ從ヒ定款改正
命令書改正ノ議通ハ左ノ如
管甲第三六三四號
其會社命令書第二條第三條
得ヘシ
第二條　其會社ノ資本金ヲ
十二萬株ニ分ツ但其會社
ヨリ資本額ヲ增減スル
第三條　株式ニ關スル權利
スルモノトス
明治廿年七月廿二日
明治十八年九月廿九日其會社
十八條第三項ノ次ヘ左ノ一項
其會社ノ收入金少ナキカ爲
金ヲナシ得サル場合ニ於テ
償利子ヲ引去リ其殘額ヲ以
●明治廿年十一月七日　遞
右御達及ヒ第二號議案第三號
左ノ箇條本會ノ議決ヲ經テ左
定款
第十條　當會社資本ノ總額
二十二萬株ニ分チ一株ヲ金
本總額ノ內金二百六十萬圓
百四十萬圓即チ十六萬八千
ス)
株主總會ノ決議又ハ政府ノ
コトヲ得
第二十八條　左ノ件々ハ正副
ヲ定ムヘシ
一支店出張所代理店ヲ開設
一運賃ノ定額ヲ設ケ又ハ之
一航路ヲ定メ又ハ變更廢止
一船舶ヲ新造購入又ハ之ヲ
一地所ヲ買入又ハ賣却シ家
一或ハ取毀チ又ハ之ヲ賣却
一營業上ノ貸船ヲ爲スノ外
事
一船舶ヲ臨時海外ニ出ス事
○一○第○四○十○九○條○ノ○範○圍○內○ニ○於○
ル○事○
第三十八條　每年十二月會社
金ヲ配當)スル爲メニ開ク
レ
第四十八條　當會社ノ會計年
年九月三十日ニ至ルヲ以テ